

議案第104号

松阪市旧学校施設条例の一部改正について

松阪市旧学校施設条例（平成28年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月2日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市旧学校施設条例の一部を改正する条例

松阪市旧学校施設条例（平成28年松阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

（使用許可の基準）

第6条 旧学校施設を使用することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 官公署、学校及びこれらに属する団体
- (2) 住民自治協議会、自治会等の地域団体
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当であると認めるもの

（使用の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧学校施設の使用を許可しない。

- (1) 旧学校施設又は設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 専ら営利を目的とするための使用と認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上使用を不相当と認めるとき。

第8条ただし書を削る。

第14条を第15条とする。

第13条の見出し中「許可書」を「権利」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1号中「使用目的」の前に「許可された」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催

するとき 全額免除

(2) 市内の幼稚園、保育所若しくは認定こども園の園児又は小学校若しくは中学校の児童生徒が主体的に使用するとき 全額免除

(3) 住民自治協議会、自治会等の学校区内の地域団体が地域活動のために当該学校区内の旧学校施設を使用するとき 全額免除

(4) 市内の社会教育関係団体が使用するとき 照明設備を除き、全額免除

(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用施設	時間区分及び使用料			照明設備使用料 (1つの時間区分につき)
	午前8時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	
校舎	480円	510円	510円	780円
運動場	490円	520円	520円	1,560円
体育館	890円	930円	930円	990円

備考

1 使用施設を合わせて使用するとき、又は時間区分をまたがって使用するときの使用料は、それぞれの使用料を合算した額とする。

2 照明を使用するときの使用料は、使用する時間区分の使用料に照明設備の使用料を加算した額とする。

3 使用の許可を受けようとする者が市内に在住、在勤若しくは在学する者以外の者である場合における使用料は、上表の金額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 改正後の松阪市旧学校施設条例第8条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料についてはなお従前の例による。

(使用料の減免に関する経過措置)

3 改正後の松阪市旧学校施設条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免についてはなお従前の例による。